# 「児童相談所のあり方を考える地方議員懇談会」

\_\_\_\_\_

「里親とは・里親月間における理想と現実」

中井町議会議員 加藤久美

## ■ 社会的養護の基本理念

- 1 子どもの最善の利益のために・児童福祉法第1条「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」
- ・児童の権利に関する条約第3条「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、<mark>児童の</mark> 最善の利益が主として考慮されるものとする。」
- 2 社会全体で子どもを育む・社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの。

#### ▼新しい養育ビジョン

平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定されました。 愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する(平成27年度末の里親委託率(全年齢)17.5%)

# ■ 里親家庭では、現実に行われ続けていることがある・・・

「私たちと同じ思いをする里親子がいてはならない」全国の里親から悲痛な声

▼強行なる里親委託解除 児相相談所から一方的な理由を突きつけられ、里子を連れ去られるケースが続出している。理由や状況を聞かれることはなく、<u>弁明の機会や検証なども一切</u>行われず、里親が理由もわからないまま、いきなり里子が引き上げられるケースは少なくな

い。事実に基づかない措置解除は里親資格の剥奪までに及ぶ。その「措置解除理由」具体的 内容はあまりにも酷く、里親に対する明らかな人権侵害である上に、何よりも子どもの心が 大きく傷つけられている事実が全国的に多発している。

里親たちの声は一貫している「あの子が幸せならそれでいい。けれど、そうではない事が明らかだ!」

## ■ 日本では様々な理由での「子どもが連れ去り」が行われています

「子どもが親などとの愛着関係を失うこと」2022 年WHO(世界保健機関)の国際疾病分類第11回改訂(ICD-11)では、子どもの健康状態に影響を与える要因の一つとして「子どもが親などとの愛情ある関係を失うこと」(Loss of love relationship in childhood)が明記されています。

このように愛着関係者との引き離しが、子どもの健康を害する大変リスキーな行為であることとするならば、児童相談所における子どもの連れ去り行為、強引な引き離しは、精神的暴力として児童虐待になり得るものとして考えられます。

しかし、<u>「子どもの連れ去り、愛着関係者からの引き離し」が子どもの健康を害することを</u> 児童相談所は意識していないようです。

▼内閣府「政府広報オンライン」ではDV行為に「家族や友人との関係を制限すること」(心理的攻撃)が明記されています。連れ去られる本人はもとより、兄弟、家族の面前で引き離され、その後の交流を制限されるのであればDVです。しかし、家族間ではないので<u>DV</u>には当たりませんが、児童相談所が行なっている行為は同様です。

DVとは「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という 意味であることからすると

強引な連れ去りは明らかな児童相談所の暴力です。更に子どもは、引き離され自分自身が精神的に苦しむだけではなく、引き離された養育者が苦しむ姿を目にすることで二重に傷つく事になるのです。

里親とは一体何でしょうか・・・・

## ■ 法改正を求めたいこと (現時点)

- \*里親委託解除についての事後審査を明文化すること
- \*里親資格取り消しについての事後審査を明文化すること
- \*児童相談所に第三者委員会を設置すること(当事者=里親家庭構成員の参加)
- \* 里親資格欠格事由についての見直し

#### 【欠格事由】

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者 イ 児童福祉法、児童買春・児童ポルノ禁止法(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及 び児童の保護等に関する法律)又は政令第35条で定める福祉関係法律の規定により罰金の刑 に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ウ 児童虐待又は被措置児童虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為を した者

## ■ 人権の国際基準を形成する重要な9つの条約「中核的人権条約」

- \*社会権規約 \*自由権規約 \*人種差別撤廃条約 \*女性差別撤廃条約
- \*子どもの権利条約 \*障がい者権利条約 \*強制失踪条約 \*拷問禁止条約
- \*移住労働者権利条約

これらの条約にはそれぞれ委員会が設置されていて、条約に批准した国がきちんと 条約で定められた義務を果たしているかを審査、調査し、提言や勧告をする機能を 担っています。けれど、これらの勧告は強制力を持たないので日本政府は勧告や提 言を繰り返し受けても従わずにいます。

人権条約が正しく機能しない原因には国内法が整わないことがあります。

人権条約に規定された権利を侵害され、国内法での救済がされなかった場合、個人が条約機関に訴えることのできる「個人通報制度」「選択議定書」がありますが、日本は8つの条約に対し批准していません。G7では日本だけ、OECDでは2カ国が批准しておらず、そのうちの1つが日本です。

日本の人権は尊重も救済もされていない! 議会で国への意見書提出を!